

伊丹署版 第14次労働災害防止推進5か年計画

2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）まで



計画の目標

事業者、労働者及び伊丹労働基準監督署等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、アウトプット指標及びアウトカム指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

8つの重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進



アウトプット指標 アウトカム指標って何？

行政活動の成果を評価する指標であります。当該計画においては、事業者が実施する取組の目標を「アウトプット指標」として、その結果として達成が期待される数値の目安を「アウトカム指標」としております。

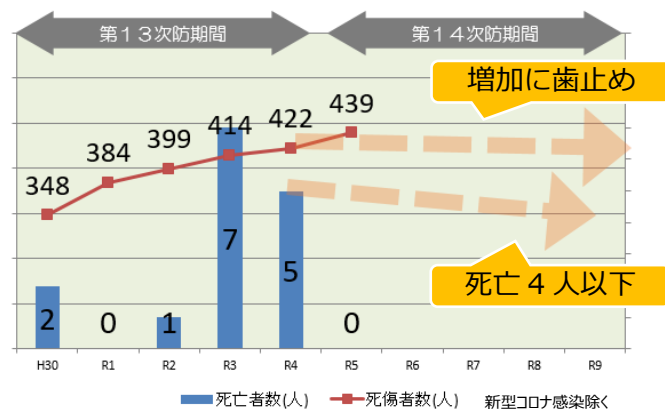
▶▶アウトプット指標の取り組み状況アンケートを実施しています。是非ご回答願います。

https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou28/202404_01_anzen



最終アウトカム指標

- 死亡災害を2022年と比較して、2027年において15%以上減少させる。
2022年（R4） 死亡5人 → 2027年（R9） 死亡4人以下
- 死傷災害を2022年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少させる。
2022年（R4） 死傷422人 → 2027年（R9） 死傷422人以下



重点事項1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取り組みを見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む

- 「健康経営優良法人」の認証
- 「SAFE コンソーシアム」「安全衛生優良企業」への登録
- 「ISO 45001」などの労働安全衛生マネジメントシステム認証など、安全衛生の自発的な取り組みを推進する。



重点事項 2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに **50%以上**とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに **80%以上**とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

アウトカム指標

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
【参考：R4 年転倒災害 83 人、男性 29 人女性 54 人】
- 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
【参考：R4 年転倒災害平均休業見込日数 44.3 日】
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。
【参考：R4 年 3 人】

転倒リスク測定



職場エクササイズ



腰痛予防対策



安全衛生教育資料



重点事項 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに **50%以上**とする。

アウトカム指標

- 増加が見込まれる 60 歳以上の死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
【参考：R4 年 60 歳以上死傷 121 人、男性 53 人女性 68 人】

エイジフレンドリーガイドライン



同補助金



重点事項 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに **50%以上**とする。

アウトカム指標

- 外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。
【参考：R4 年外国人労働者死傷 14 人】

外国人向け安全衛生教育資料など



重点事項 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

労働者以外の者（一人親方等）に対しても労働者と同等の保護措置を実施ください。



重点事項 6 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業

アウトプット指標

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに **45%以上**とする。

アウトカム指標

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
【目標：2022 年（R4）49 人 → 2027 年（R9）46 人】



荷役作業の安全
対策ガイドライン



改正 最大積載荷重 2 t 以上の貨物自動車での昇降設備設置、保護帽着用
テールゲートリフター作業の保護帽着用・特別教育

製造業

アウトプット指標

- 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに **60%以上**とする。

アウトカム指標

- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
【目標：2022 年（R4）はさまれ・巻き込まれ災害 22 人 → 2027 年（R9）20 人以下】

リスクアセスメント実施支援システム



インターロック付
ガード

機械安全（中災防）



建設業

アウトプット指標

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに **85%以上**とする。

アウトカム指標

- 建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。
【目標：2022 年（R4）死亡 2 人 → 2027 年（R9）死亡 1 人以下】

建設リスクアセスメント



改正 幅 1 m 以上の場所においては本足場の使用【一側足場の禁止】
足場の点検者の事前指名
足場の点検者氏名の記録

重点事項 7 労働者の健康確保対策の推進

アウトプット指標

- 年次有給休暇の取得率を 2025 年までに **70%以上**とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- メンタルヘルス対策（使用する労働者数 50 人以上）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに **100%**を目指す。
- 使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに **50%以上**とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに **80%以上**とする

アウトカム指標

- 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。



メンタルヘルス対策
(こころの耳)



重点事項 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

アウトプット指標

- 労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ **80%以上**とする。
- 法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに **80%以上**とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに **80%以上**とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

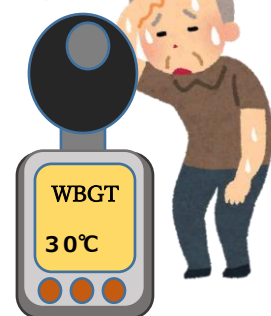
アウトカム指標

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
【13 次防期間 4 人 → 14 次防期間 3 人以下】
- 増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。
【13 次防期間死亡 1 人 → 14 次防期間死亡 0 人】



化学物質対策

改正化学物質管理者の選任、RA・濃度基準値以下の低減措置など



クールワーク
キャンペーン

